

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。
なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成30年3月12日

警察共済組合熊本県支部長 村田 達哉

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成30年度警察共済組合熊本県支部組合員の乳がん・子宮がん検診業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当者
警察共済組合熊本県支部（熊本県警察本部厚生課内）
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110（内線 2793）
- (3) 業務の内容
「平成30年度警察共済組合熊本県支部組合員の乳がん・子宮がん検診業務委託仕様書」による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成31年2月28日（木）まで
- (5) 履行場所
仕様書のとおり
- (6) 入札方式
紙入札方式での入札とする。
- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とし、一人当たりの単価に受診見込定人数を乗じて得た金額の合計額とし、各項目の単価を全て記入すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。契約額は、各項目の単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）とする。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有する決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「検査業務－健康診断業務」に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 熊本県内に本店又は支店(営業所)等を有すること。
 - (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 - エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、「競争入札参加資格確認申請書」（別紙様式1）を提出すること。
- (2) 提出方法
上記「競争入札参加資格確認申請書」を提出期間内（必着）に、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成30年3月20日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当者
- (5) 確認結果の通知
平成30年3月23日（金）までに書面により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当者において公告の日から平成30年3月20日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札書等の様式の交付期間及び場所
1(2)の入札・契約担当者において公告の日から平成30年3月26日（月）午後4時まで行う。
- (3) 入札及び開札の日時等
 - ア 日時 平成30年3月27日（火）午前11時15分
※ 10分前までには入場すること。
 - イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 2階 201会議室
 - ウ 入札書の提出方法

「入札書」(別紙様式2)(代理人が入札するときは、入札書及び「委任状」(別紙様式3))をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年3月26日(月)(必着)までに1(2)の入札・契約担当者へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に『入札書在中』及び『親展』と朱書するとともに、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に『再入札書』と朱書した上で、業務の名称を朱書し、中封筒の中に「再入札書」(別紙様式4)を入れること。

なお、再入札書の送付がない場合は、再入札を辞退したものとみなす。

(4) 開札の方法

入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない職員)のもとに(3)イの場所で開札を行う。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。

(6) 入札の無効

次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号の除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 落札者がいない場合の取扱い

入札を2回行った結果、落札者がいない場合は、最低価格をもって入札した者に契約締結の意思を確認し、見積書を徴した上、随意契約する。

(10) 入札保証金

徴収しない。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、地方公務員等共済組合法施行規

程第32条第1項の規定により、現金又は国債、地方債その他主務大臣が指定する確実な有価証券をもって、契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に警察共済組合熊本県支部を被保険者とする履行保証契約を結んだ場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当者

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ先

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請等の入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当者)

警察共済組合熊本県支部 (熊本県警察本部厚生課内)

電話番号 096-381-0110 (内線 2793)

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

平成 年 月 日

競争入札参加資格確認申請書

警察共済組合熊本県支部長 村田 達哉 様

(申請者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

平成30年3月12日付けで公告のありました平成30年度警察共済組合熊本県支部組合員の乳がん・子宮がん検診業務委託の一般競争入札に係る競争入札参加資格について申請します。

なお、入札公告に掲げられた条件を満たしていること並びにこの申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社更生法に基づく更生手続開始の有無 有 無
- 2 民事再生法に基づく再生手続開始の有無 有 無
- 3 熊本県物品購入契約及び業務委託契約に係る指名停止の有無 有 無
- 4 暴力団員又は暴力団密接関係者等の有無、暴力団又は暴力団員等との関係の有無、暴力団又は暴力団員等への利益供与の有無、暴力団又は暴力団員等の利用等の有無 有 無

入 札 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

金額内訳

項 目	単 価					受診見込人数	金 額 (単価×見込人数)								
	十	万	千	百	十		円	千	百	十	万	千	百	十	円
乳がん検診 (乳房超音波検査及びマンモグラフィ検査2方向)							1	4	3						
乳がん検診 (乳房超音波検査のみ)							1	4	1						
子宮がん検診							3	2	8						

業務名 平成30年度警察共済組合熊本県支部組合員の乳がん・子宮がん検診業務委託

入札説明書、委託業務仕様書及び熊本県競争契約入札心得等関係規程の内容を承諾のうえ、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

*代理人を選任した場合は、委任状の代理人氏名、印を記名押印すること。

警察共済組合熊本県支部長 村田 達哉 様

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に「¥」を付すものとします。
- 2 単価金額は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。
- 3 金額の表示は、円までとし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

別紙様式3

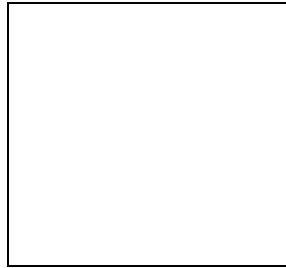
委 任 状

今般都合により _____ を代理人と定め、次の入札に関する行為の一切の権限を委任します。

業務名 平成30年度警察共済組合熊本県支部組合員の乳がん・子宮がん検診業務委託

記

代理人使用印



平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

警察共済組合熊本県支部長 村田 達哉 様

再 入 札 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

金額内訳

項 目	単 価						受診見込人数	金 額 (単価×見込人数)							
								千	百	十	万	千	百	十	円
乳がん検診 (乳房超音波検査及びマンモグラフィ検査2方向)	+	万	千	百	十	円	143人	千	百	十	万	千	百	十	円
乳がん検診 (乳房超音波検査のみ)	+	万	千	百	十	円	141人	千	百	十	万	千	百	十	円
子宮がん検診	+	万	千	百	十	円	328人	千	百	十	万	千	百	十	円

業務名 平成30年度警察共済組合熊本県支部組合員の乳がん・子宮がん検診業務委託

入札説明書、委託業務仕様書及び熊本県競争契約入札心得等関係規程の内容を承諾のうえ、再入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

*代理人を選任した場合は、委任状の代理人氏名、印を記名押印すること。

警察共済組合熊本県支部長 村田 達哉 様

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に「¥」を付すものとします。
- 2 単価金額は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。
- 3 金額の表示は、円までとし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

平成30年度警察共済組合熊本県支部組合員の
乳がん・子宮がん検診業務委託仕様書

1 検診名、検診項目及び受診見込人数

検診名	検診項目	受診見込人数
乳がん検診	① 乳房超音波検査及びマンモグラフィ検査(2方向)	40歳以上の女性職員 143人
	② 乳房超音波検査	25歳以上40歳未満の女性職員 141人
子宮がん検診	視診・内診・子宮頸部細胞診	20歳以上の女性職員 328人

※ 乳がん検診において、受託者が検診目的達成のために必要であると認めた場合は、視触診を付加することとするが、料金については検診項目ごとの一人当たりの契約単価に含むものとする。

2 実施日程

平成30年11月から平成31年1月頃で、委託者及び受託者で別途協議し決定する。

3 実施場所

受託者の施設内

4 実施方法等

- (1) 検診日程等の確認は委託者と受託者の双方で確実にを行うこと。
- (2) 受託者の受付時間内で、おおむね午前8時30分から午後5時までに受診させること。
- (3) 受付業務については、受託者で行うこと。
- (4) 受診者のプライバシーと羞恥心に配慮して検診を実施すること。特に子宮がん検診については、受診者同士が診察室内において不要に顔を合わせたりしないよう十分留意すること。
- (5) 事前に委託者と打合せを行い、検診が円滑に進むように努めること。
- (6) 仕様書に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、委託者と受託者で誠意を持って協議の上決定するものとする。

5 問診票

- (1) 問診票は、受託者の定める様式とする。
- (2) 委託者は、事前に対象組合員の電磁的データ（所属名、所属コード、漢字氏名、カナ氏名、性別、年齢、生年月日）を受託者に提供する。
- (3) 受託者は、委託者から提供された組合員データを問診票に印字し、所属ごとに仕分けして警察共済組合熊本県支部長（警察本部厚生課健康管理室扱い）へ納品すること。

(4) 納期は、10月中旬とするが、詳細は、委託者との打合わせ後決定する。

6 結果報告

(1) 書面による報告

全ての検診を終了した日から3週間以内（ただし、平成31年2月28日を越えることはできない。）に、所属ごとの検診結果一覧表を1部作成し、警察共済組合熊本県支部長（警察本部厚生課健康管理係扱い）に親展で報告すること。また、個人宛ての検診結果通知書は、所属ごとに分けて受診者名簿を添付し、警察共済組合熊本県支部長（警察本部厚生課健康管理係扱い）に親展で報告すること。

なお、専門医による診断で、直ちに精密検査又は治療を要する受診者がいた場合は、これによらず、速やかに電話等で委託者（警察本部厚生課健康管理係扱い）に報告すること。

報告様式は、受託者で定める様式とする。

(2) 電子媒体による報告

全ての検診を終了した日から3週間以内（ただし、平成31年2月28日を越えることはできない。）に、受診者全員の個人データを電子媒体で、警察共済組合熊本県支部長（警察本部厚生課健康管理係扱い）に報告すること。この際、受託者はコンピュータ・ウイルス、不正プログラム感染などの防止のため、ウイルスチェック等の対策を行うものとする。

また、様式については、別添「平成30年度健康診断結果フォーマット仕様」及び「指定コードによる結果データ作成方法（平成30年度）」のとおりとする。

なお、データ保護のため、電子媒体には暗号化等の処理を施すこと。

(3) 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに検診項目ごとに実施年月日及び受診人数等を記載した業務完了報告書を警察共済組合熊本県支部長に提出すること。

7 連絡担当係

警察共済組合熊本県支部及び警察本部厚生課健康管理係とする。

8 その他

検診場所までの受託者の旅費及び郵送にかかる費用については、受託者の負担とする。